

議案第 56 号

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例
の制定について

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年12月3日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

(提案理由)

産科医療補償制度の創設等を踏まえ、出産育児一時金の給付額の改正を行おうとするものである。

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鎌倉市国民健康保険条例（昭和34年9月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「35万円」を「38万円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条の規定は、施行日以後の出産について適用し、施行日前の出産については、なお従前の例による。